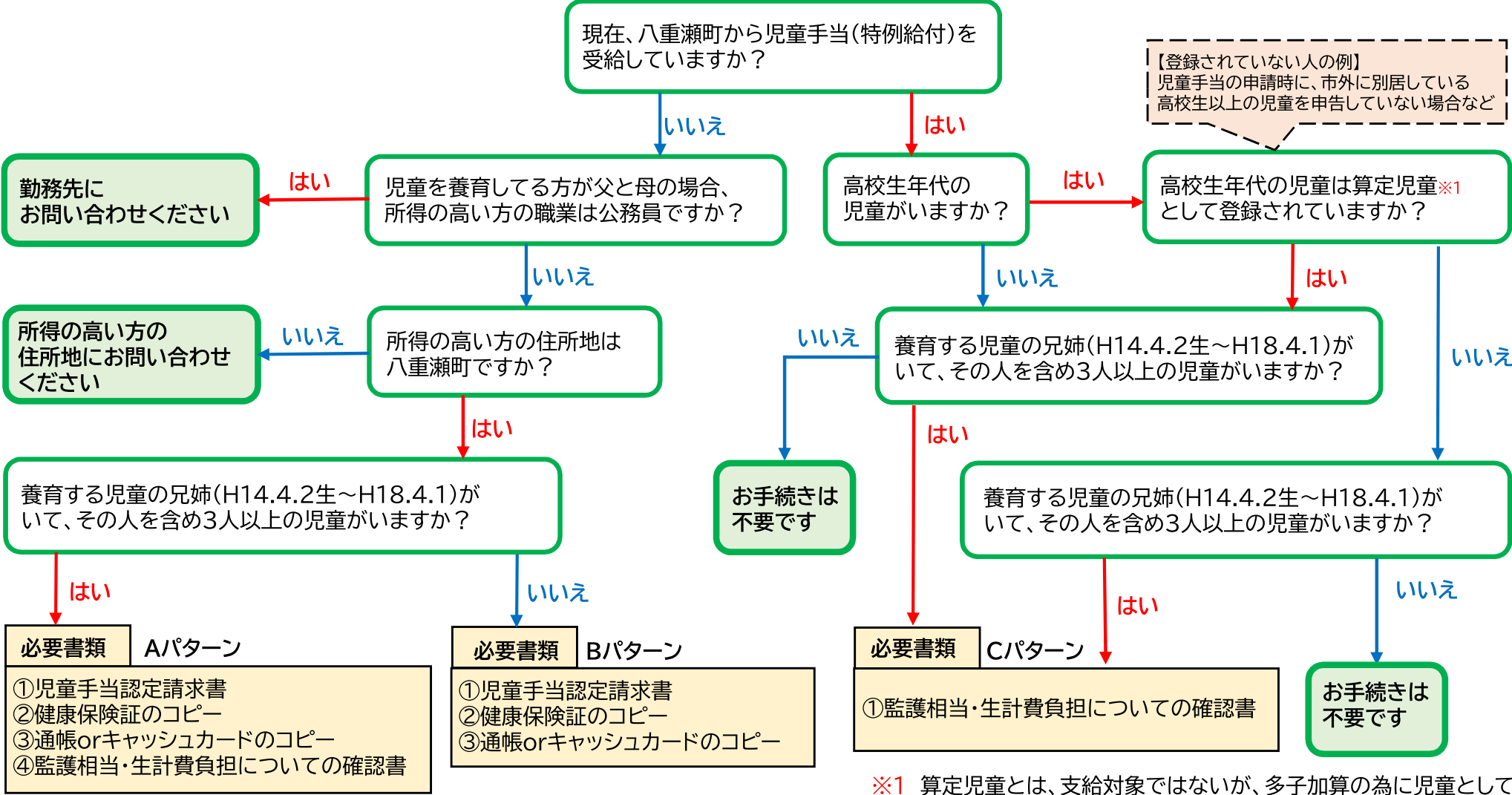


児童手当 手続き要否フローチャート  
令和6年10月(12月支給分)から

スタート



※1 算定児童とは、支給対象ではないが、多子加算の為に児童としてカウントされる高校生年代のお子さんのことを指します

請求者は生計の中心者(所得の高い方)になります。  
別居している支給対象児童がいる方は「別居監護申立書」の提出をお願いします。  
健康保険証・通帳orキャッシュカードのコピーは請求者のものを提出してください。  
各様式は記入例と注意をよく読んで記入してください。